

第2期中期目標（H24～29）及び中期計画の策定について

1 中期目標の策定・指示（法第25条、第78条） 「法」：地方独立行政法人法

○概要

知事は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示

○中期目標で定める事項

- ・ 中期目標の期間（公立大学法人の場合：6年。第2期：H24～H29）
- ・ 教育研究等の質の向上に関する事項
- ・ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・ 財務内容の改善に関する事項
- ・ その他業務運営に関する重要事項

○評価委員会への諮問

○法人の意見聴取（配慮義務）

○県議会議決

2 中期計画の認可（法第26条）

○概要

知事は、法人が中期目標を達成するために作成した中期計画を認可

○中期計画で定める事項

- ・ 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ・ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ・ 予算、収支計画及び資金計画
- ・ 短期借入金の限度額
- ・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- ・ 剰余金の使途
- ・ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

○評価委員会への諮問

3 中期目標終了時の検討（法第31条）

○概要

知事は、中期目標期間の終了時において、業務継続の必要性・組織・業務全般の検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を行う。

○評価委員会への諮問

○時期及び手法

・ 時期

第2期中期目標に検討結果を反映させるため、現行中期目標期間の終了前に行う。

・ 手法

これまでの年度評価や、今回法人から提出された「第1期中期目標に係る事業報告書」に関する評価委員会における議論等を踏まえて、第2期中期目標を策定することをもって、「検討」及び「所要の措置」を行うこととする。

4 評価委員会における審議の方法

中期目標及び中期計画を一体的に審議する。